## 1. 法勝寺地区の概要

法勝寺地区は南部町のほぼ中心に位置し、人口は 2,211 人、世帯数は 747 世帯であり、28の集落から構成された中山間農村地域です。その中心地である法勝寺宿は、国道180号を中心とする交通の要所であり、南部町役場法勝寺庁舎・南部町公民館さいはく分館・総合福祉センター「しあわせ」・農村環境改善センター「プラザ西伯」・すみれ保育園・西伯小学校・法勝寺中学校・JA法勝寺支所・鳥取県西部森林組合・山陰合同銀行・西伯郵便局などが集積しています。江戸時代には宿場町として栄え、昭和 50 年頃までは商店や飲食店も多くあり活気がありましたが、自家用車の時代になると隣接する米子市に集客力を奪われ商店等は寂れてきました。就業状況は、第2次・第3次産業への就業がほとんどであり、専業農家は少なく、ほとんどが兼業農家です。農業は水稲が中心であり、水田面積は一戸あたり 50 アール程度です。特に特産品と呼べるものはありません。南部町の春は何といっても法勝寺街道の桜花から始まります。法勝寺城山公園や法勝寺川土手には約700本の桜があり、開花の時期に合わせて町指定無形文化財「法勝寺一式飾り」が法勝寺宿内で展示され多くの観光客で賑わいます。江戸時代から続いている法勝寺歌舞伎も保存伝承されており、近年はこども歌舞伎も結成され各地で公演し好評を博しています。歴史と文化の香り豊かな地域です。

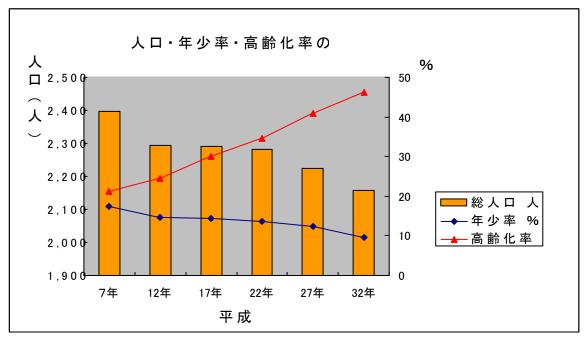


# 2. 法勝寺地区の人口・世帯数と今後の推移予測

1)入口・巴市奴の推物とフなりド点	多と今後の予	移と今:	)推和	帯数の	- 世		人	1)	
-------------------	--------	------	-----	-----	-----	--	---	----	--

	総人口(人)	男(人)	女 (人)	内14歳	年少率 (%)	内65歳	高齢化		一世帯	
区分				以下		(%)	以上	率	世帯数	平均
				(人)		(人)	(%)		人口	
平成 7年	2, 396	1, 129	1, 267	416	17. 4	508	21. 2	728	3. 29	
平成 12 年	2, 295	1, 074	1, 221	335	14. 6	563	24. 5	702	3. 27	
平成 17 年	2, 291	1, 046	1, 245	328	14. 3	687	30. 0	696	3. 29	
平成 22 年	2, 282	1, 004	1, 278	312	13. 7	788	34. 5			
平成 27 年	2, 225	946	1, 279	277	12. 4	911	41. 0		_	
平成 32 年	2, 157	879	1, 278	206	9. 6	993	46. 1	_	_	

国勢調査資料と南部町の平成 17 年度合計特殊出生率 1.44 を基にして、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計システムにより推計しました。



法勝寺地区の平成 7 年の総人口は 2,396 人、10 年後の平成 17 年には 2,291 人となり 105 人の減です。その内 14 歳以下は、416 人が 328 人となり 93 人の減少です。反面 65 歳以上は、508 人が 687 人となり 179 人の増加です。この傾向が続けば平成 27 年には総人口 2,225 人、内 14 歳以下は 946 人で 12.4%を占め、反面 65 歳以上は 911 人で 41.0% を占めることが予想されます。

法勝寺地区は、28の集落より構成されていますが、子どもや若者・働き盛りの中年層が減少してきますと、集落役員の選出困難や農業後継者不足などで集落機能を果たせない集落が出てくることが想定されます。集落の元気が無くなれば、地域全体の活力も減退してきます。また高齢者を取り巻く課題も多くなってきます。協議会としては、出来る限りそのようにならないように元気な集落や地域をどう維持していくのか、先を見据えて皆で知恵を絞り取り組んでいかなければなりません。

# 3. 各集落の人口・世帯数

基準日:平成21年3月31日

<u> </u>									医华日:平成 ZI 年 3 月 3I 日				
集落	男	女	人口	世帯	平均	年少	率	生産	率	老年	高齢化		
<b>本</b> /市	21	^	I	数	世帯員数	人口		人口	-	人口	率		
法勝寺一区	39	45	84	38	2.2	6	7.1%	40	47.6%	38	45.2%		
法勝寺二区	48	64	112	36	3.1	11	9.8%	67	59.8%	34	30.4%		
法勝寺三区	22	30	52	16	3.3	7	13.5%	21	40.4%	24	46.2%		
法勝寺四区	16	20	36	16	2.3	3	8.3%	21	58.3%	12	33.3%		
法勝寺五区	29	25	54	21	2.6	10	18.5%	29	53.7%	15	27.8%		
法勝寺六区	15	24	39	16	2.4	4	10.3%	22	56.4%	13	33.3%		
法勝寺七区	43	45	88	28	3.1	14	15.9%	45	51.1%	29	33.0%		
法勝寺八区	6	15	21	11	1.9	2	9.5%	13	61.9%	6	28.6%		
三本木下	20	27	47	14	3.4	8	17.0%	26	55.3%	13	27.7%		
三本木中	32	35	67	25	2.7	9	13.4%	35	52.2%	23	34.3%		
落合下	52	58	110	31	3.5	19	17.3%	59	53.6%	32	29.1%		
落合上	58	61	119	33	3.6	20	16.8%	70	58.8%	29	24.4%		
落合団地	16	27	43	13	3.3	21	48.8%	21	48.8%	1	2.3%		
菅田団地	28	22	50	19	2.6	13	26.0%	31	62.0%	6	12.0%		
戸構団地	25	52	77	34	2.3	25	32.5%	41	53.3%	11	14.3%		
城山	59	56	115	47	2.4	13	11.3%	60	52.2%	42	36.5%		
戸構	48	54	102	34	3.0	9	8.8%	63	61.8%	30	29.4%		
下鴨部	47	47	94	27	3.5	5	5.3%	60	63.8%	29	30.9%		
上鴨部	50	49	99	28	3.5	12	12.1%	64	64.7%	23	23.2%		
福頼	32	46	78	23	3.4	11	14.1%	42	53.9%	25	32.1%		
掛相	37	36	73	17	4.3	6	8.2%	48	65.8%	19	26.0%		
馬佐良	35	30	65	19	3.4	6	9.2%	37	56.9%	22	33.8%		
いずみ	84	106	190	72	2.6	32	16.8%	113	59.5%	45	23.7%		
馬場	83	105	188	70	2.7	20	10.6%	104	55.3%	64	34.0%		
徳長	28	33	61	20	3.1	8	13.1%	37	60.7%	16	26.2%		
武信	23	29	52	12	4.3	12	23.1%	24	46.2%	16	30.8%		
道河内	21	33	54	14	3.9	8	14.8%	29	53.7%	17	31.5%		
伐株	17	24	41	13	3.2	5	12.2%	20	48.8%	16	39.0%		
計	1,013	1,198	2,211	747	3.0	319	14.4%	1,242	56.2%	650	29.4%		

# 4. 法勝寺地区地域振興協議会設立までの経過及び組織図

平成12年4月、地方分権一括法が施行になり、国と県・町の関係が大きく変わりました。「地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちで創り育てていく」という、責任と誇りを持って地域づくりに取り組める新しい住民自治の仕組みが求められるようになりました。その後、国の三位一体改革に伴う、地方交付税の削減による鳥取県や南部町財政の悪化、子どもの減少や高齢化の進行、利便性を求め米子市等への転出による過疎化の進行、さらには集落崩壊の危機感などの諸問題を解決していくうえで、住民自治組織の確立がより一層求められるようになりました。

平成17年6月に法勝寺地区で町主催の地域づくり懇談会が開催され、町長から新しい地域づくりについて提案を受けました。その後、平成17年11月から平成18年5月にかけてブロック単位での地域づくり懇談会が行われ、住民の理解を求められました。町は、平成18年4月から8区域に地域自治組織準備主任を配置して、住民自治組織の立ち上げまでの支援をすることとし、法勝寺地区には2名の職員が配置されました。

平成18年4月末には南部町区長協議会の総会において、自治組織検討委員会での答申内容を南部町の方針として、旧村・旧校区の範囲を大切にした区域割りで、7つの地区に地域振興区を設ける旨の説明を受け、区長協議会の事業として、町と協力して振興区を立ち上げる決議がなされました。

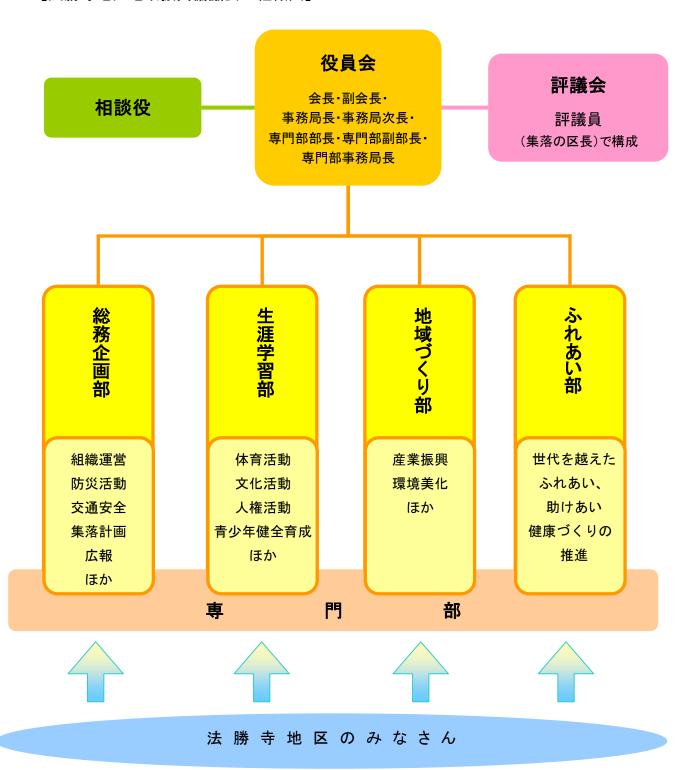
この決議を受け、南部町区長協議会法勝寺支部会の役員と準備主任は、平成19年度中に法勝寺地区地域振興協議会の設立に向けて協議を始めました。平成18年8月から法勝寺地区集落の実態調査を行い、各集落の特色や課題を把握したうえで、9月から本格的に区長協議会法勝寺支部会の中で地域自治組織に関しての協議を重ねました。そして、平成19年2月に法勝寺地区地域振興協議会設立準備委員会を発足させ、立ち上げに向けて準備を開始することになりました。

設立準備委員会は13団体の代表者、63名の委員で構成されました。地域振興協議会の設立方針、規約、事業計画及び予算、役員についてなど、6回にわたって審議を重ねてきました。並行して各集落での説明会を実施し、地域振興協議会の立上げに向けて集落の皆様から直接ご意見をいただきながら、ご理解とご協力をお願いしました。また、法勝寺地区民の皆様に少しでも多くの情報を共有していただくため、平成18年12月から毎月広報紙を発行して、設立準備委員会での協議内容などについてお知らせしました。平成19年7月までに、第8号まで発行しました。

また、地区内のうれしい出来事として、平成19年4月1日には、清水と橘の集落が合併され「いずみ」が誕生しました。そして、法勝寺地区地域振興協議会に加盟していただきました。

設立までには本当に産みの苦しみがありました。地域振興協議会設立準備委員会や役員会などで真剣さ故に、激しい議論を重ねてきました。準備委員の皆様をはじめ、多くの地域住民の皆様のご支援・ご協力をいただいて、ようやく平成19年7月8日に設立総会を開催し法勝寺地区地域振興協議会がスタートすることになりました。

# 【法勝寺地区地域振興協議会 組織図】



## 5. 協議会の将来像

近年、少子高齢化が急速に進んできており、平成20年3月31日時点で年少人口率14.2%、高齢化率28.4%です。また、急速な情報化、個人を重視した生活様式の変化、価値観の多様化、過疎化・核家族化等による集落及び農家の担い手不足、農地・山林の荒廃化、伝統行事の衰退、子育ての悩み、お年寄りの介護問題など様々な課題が発生してきました。これらの課題解決は、従来は行政が主体的に行ってきましたが、町財政の硬直化による町事業の削減状況等から見れば今後は期待出来ません。これらの課題解決を従来のように行政だけに依存せず、法勝寺地区で生活し、地域の状況を最も良く知っている私たち自身の課題として捉え、自分たちの力で解決出来ることは自分たちの力で少しずつ解決していこうという目的で法勝寺地区地域振興協議会を設立しました。

協議会は、28集落の代表組織として区域内を取りまとめ、様々な課題を拾い出し、計画性をもって課題解決に取り組むことにより地域の信頼関係や連帯意識を醸成し、活気があり安心して生活できる地域にしていかなければなりません。地域のことは地域で決める、自己決定・自己責任の精神で、行政とは適切な役割分担のもとで協働して地域づくりを行います。守るべき自然や古くから伝わる伝統・文化を大切にし、次世代に引き継ぐとともに、その特色を活かした魅力ある個性豊かな地域を目指します。。

この地域づくり活動が地域住民や地区外の皆さんより評価されるようになりますと、この評価は自らが共に働いた成果ですので、誇りと充実感を味わいながら更なる事業に取り組むことができます。人が活き活きと輝き、そういう人が多く住んでいる魅力的な地域として、夢と希望の持てる法勝寺地区を創造します。



# 6. 現状と課題

#### 1)協議会の現状と課題

協議会が平成19年7月に結成されて1年9ヶ月が経過しましたが、平成20年度には各専門部の体制も整い、ようやく活動が動き始めました。

課題としては、役員の任期が2年で 21 年度が改選期であること、区長の任期も1~2年であり、21 年度は交代者が多いことです。後任者の選出と事業の引継ぎがスムーズに行くように配慮しなければなりません。また、部員のほとんどの方が、町や社会福祉協議会などの各種の組織役員からの兼務であり、一般からの部員が少ないこともあります。今後は一般からの部員を増やすことが必要となってきます。一部員が何役も兼ねている場合もあるため、負担を軽くするために基本的には一人一役で、皆で役をこなす体制づくりに務めなければなりません。さらに働き盛りの部員が多く、勤務の都合上、会議等に欠席者が多いこともあげられます。そのため、会議等の開催時期や時間等にも配慮する必要があります。また、部員は無報酬のため、労力提供はボランティアでお願いし、車の油代程度は支払うことも検討しなければなりません。

南部町と協議会との関係については、協議会は町の下請け機関ではないかとよく言われますが、協議会は法勝寺地区の皆さんで組織をした住民自治組織ですので行政とは対等平等な立場です。「南部町地域振興区の設置等に関する条例」の施行目的に掲げてありますように、行政と役割分担しながら協働して南部町を魅力ある町にしていくための組織ですので、町の下部組織ではありません。町より協議会の事業としての取組みを提案されることがありますが、その提案事業は、行政あるいは協議会のどちらの組織が取り組んだほうが効果的なのか、法勝寺地区民にとって有効な施策なのか等について役員会で検討し取り組む必要があります。また、協議会は、町のまちづくり施策について意見を述べることができることが条例に謳ってありますので、町の施策が住民にとって本当に有効な施策なのか、たえず目配りしながら、協働の立場としてご意見番の役割も果たしていかなければなりません。良い提案があれば行政に積極的に意見を言えるように組織力を高める必要があります。

職員は、協議会採用職員1名と町からの支援職員1名で、計2名体制です。町では、3年(平成22年6月30日)を契機に「南部町地域振興区の設置等に関する条例」を見直すこととしています。その時点でどのような見直しになるのかは不明ですが、少なくとも支援職員については、町が引き上げることも想定して対応策を検討しておかなければなりません。

事業計画については、今後5年間の目標事業を事業計画総括表に挙げていますが、地域課題や住民要望の内容は社会情勢や地域の環境の変化などで刻々と変わります。人それぞれが感じている課題は、年代ごとに大きく異なっており、真に住民の皆さんのニーズにあった計画にしていくためには毎年見直す必要があります。また、役員や部員が一生懸命に諸事業を行っても、参加者が固定化してくることも考えられます。活動がマンネリ化しないように青少年層・若者層・中年層・高齢者層など、それぞれの年代層に合

った事業を効果的に組む必要があります。さらに役員や部員の皆さんへの負担が過度に ならないように、事業の実施時期など配慮しながら実施計画を検討しなければなりませ ん。

## 2) 評議会の現状と課題

評議会は協議会の最高決議機関であり、集落の区長で構成されていますが、各集落の 区長任期は1~2年と統一されていません。定期評議会は4月に開催され、規約、事業 計画及び予算など重要事項を決めていくことになりますが、評議員が交代された場合に は、前評議員からの引継ぎが確実に行われていないと重要事項を審議することが難しく なります。ぜひ引継ぎの徹底をお願いします。

評議会は必要に応じて開催されているが、評議員が協議会の役員を兼ねる場合もあり、 実施事業を提案する執行部側と事業を承認する評議会側の両方を兼ねるという不具合 も生じています。区長が役員を兼ねる場合は、区長に代わる評議員を選出していただく ようお願いします。

